

No.	検 査 項 目	単位	検 査 結 果	定 量 下 限 値 水 質 基 準	検 査 方 法
1	一般細菌	/mL	0	0 100 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第1
2	大腸菌	—	陰性	— 検出されないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第2
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.1 10 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第13
4	クロロホルム	mg/L	0.029	0.001 0.06 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
5	ジブromokクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 0.1 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
6	総トリハロメタン	mg/L	0.037	0.001 0.1 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
7	トリクロロ酢酸	mg/L	0.016	0.003 0.03 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第17の2
8	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.007	0.001 0.03 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
9	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 0.09 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
10	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 0.3 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第6
11	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 0.05 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第6
12	塩化物イオン	mg/L	12.7	0.2 200 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第13
13	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	0.7	0.3 3 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第30
14	pH値	—	7.8	— 5.8以上8.6以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第31
15	味	—	異常なし	— 異常でないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第33
16	臭気	—	異常なし	— 異常でないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第34
17	色度	度	0.5 未満	0.5 5 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第36
18	濁度	度	0.1 未満	0.1 2 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第41
	ー以下余白ー				